

軽井沢町議会議員控室の管理等に関する内規

(目的)

1. この内規は、議会議員の控室（以下「議員控室」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることにより、その使用の適正化を確保するとともに、これに付随する事項の取り扱いについて定め、もって議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(定義)

1. この内規における議員控室とは、議員に係る会議、議会活動等に応じた議員の待機、または休憩を要する部屋をいう。また、議員の研鑽及び会派の所属議員の相互連絡、調整等を行う場合の利便に供する部屋をいう。

(控室の割り当て)

1. 議員控室は会派の所属議員の数に応じ、会派ごとに区分して、議長が割り当てる。
2. 無会派及び少数会派は、控室の状況に合わせ、他の会派と合同使用する。

(使用時間)

1. 議員控室の使用時間は、会議等に係る場合は当該時間の都合によるものとし、その他の場合にあつては事務局職員の勤務時間内とする。
2. 前項の使用時間を越えて使用するときは、その旨をあらかじめ事務局長に通告しなければならない。

(入室者)

1. 議員控室に入室することができる者は、控室を割り当てられた議員及び職務上必要ある事務局職員、執行機関の事務の処理に関し、特に必要のある者とする。また、許可を得た他の議員も入室できる。

(一般面会人の対応)

1. 議員が町民等に面会を求められた場合の応接については、議員の請求に基づき、その都度、事務局長が指定する場所とする。

(議員の守るべき事項)

1. 議員は当該議員控室を使用するにあたっては、責任者を定め、常に諸設備の保全、維持、管理に努めるとともに、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 指定を受けたロッカー等に貴重品及び議会活動に関係のない私物類は置かないこと。
 - (2) 指定された備品類をみだりに移動させないこと。
 - (3) 茶菓子程度のもののほかは飲食しないこと。ただし、昼食に限り第1控室での飲食はできるものとする。
 - (4) 退室の際、他に在室者がいないことを確認し、火気及び戸締りの確認と消灯をして、事務局に連絡すること。

(補 則)

1. この内規に定めるもののほか、議員控室の管理等に関し必要な事項は、議会運営委員会に諮って議長が定める。

経 過

平成10年 4 月 1 日	全部改正
平成23年 5 月 23日	一部改正 (全員協議会)
平成31年 1 月 18日	一部改正